

VE 提案について

今回の事業者選考過程において、基本設計に対し、品質を確保しつつコストを削減する、またはコストを上げずに品質を確保するようなVE（Value Engineering）提案を入札参加者より募ります。

入札参加者にVE提案を行わせることで、より品質の良い、低価格な病院を目指します。

第2回新市立病院設計・施工事業者選考委員会においてVE提案の採用の可否をご判断いただき、入札参加者は入札額にVE提案の費用効果額を反映することとなります。

技術提案資料等作成要領（抜粋）

V E 提案の内容に係わる留意事項については以下ア～カのとおりとする。

- ア 予定される効果額は直接工事費が 500 万円以上の項目とし、最大10 件以内とすること。
- イ 提案がない場合には「V E 提案なし」として提出すること。
- ウ 施工方法に関する提案を広く求める。
- エ 医療機能に直接関連する提案は認めない。
- オ 竣工予定時期（令和 7 年 3 月 14 日）が遅れるおそれのある提案は認めない。
- カ 予定される効果額を示すこと。

V E 提案の範囲

ア V E の考え方

次に該当するものはV E 提案の対象とすることができない。また、病院ヒアリングにおいて決定した事項などについては、採用しない場合がある。

- ① 基本設計書に示す機能・性能・品質が低下するもの
- ② 配置計画・平面計画に大幅な変更を伴うもの
- ③ 設備計画に大幅な変更を伴うもの
- ④ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの
- ⑤ 工事中の騒音・振動が増加するもの
- ⑥ 環境負荷が増大するもの
- ⑦ 防災性・安全性が低下するもの
- ⑧ 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加をもたらすもの
- ⑨ 医療機能に直接関連すると予想されるもの
- ⑩ V E 提案の採用により、技術提案が成立しなくなるもの
- ⑪ 本工事範囲から別途発注工事への工事範囲変更や事業全体のコストが低減にならないもの
(例：E S 事業、駐車場運営事業者への駐車場整備工事の別途発注、備品業者への内装工事別途発注、敷地内の院内薬局整備等)
- ⑫ 法令等に抵触するおそれのあるもの
- ⑬ その他適正な履行がなされないおそれのあるもの

イ 具体的な考え方

- (a) 配置計画にかかわるもの
 - ・土地利用、建物配置計画は原則として変更できない。

(b) 面積・高さにかかわるもの

- ・延べ面積は要求水準書に示す数値を基準として、減は原則として認めない。
- ・建築物の高さ、最高高さは要求水準書に示す高さ程度とし日影規制等の法的規制内とする。

(c) 平面計画にかかわるもの

- ・主要諸室のゾーニングは原則として変更できない。
- ・主要諸室の面積は要求水準書に示す数値とするが、柱の形状や寸法の変更等に伴う微修正は可能とする。

(d) 構造計画にかかわるもの

- ・要求水準書に示す耐震安全性の目標を遵守すること。
- ・病院本棟の免震構造は変更できない。

(e) 設備計画にかかわるもの

- ・要求水準書に示された各設備条件（機能、性能、品質）を下回らないこと。

(f) その他

- ・要求水準書に示された、諸室及び設備が備えるべき機能・性能を遵守すること。